

●香川県告示第341号

平成14年香川県告示第490号（水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の決定）、平成14年香川県告示第491号（水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の決定）及び平成14年香川県告示第492号（水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の決定）は、平成19年8月31日限り廃止する。

平成19年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀